

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～15 [略] 16 当分の間、 <u>20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(条例第49号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))</u> を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の104</u> を乗じて得た額とする。 17 当分の間、 <u>36年の期間勤続して退職した者(条例第49号附則第6項の規定に該当する者を除く。)</u> で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの <u>(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)</u> に対する退職手当の基本額は、 <u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額</u> とする。 18～27 [略]	附 則 1～15 [略] 16 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第49号附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。 <u>この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第16項」とする。</u> 17 当分の間、 <u>36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第49号附則第6項の規定に該当する者を除く。)</u> で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、 <u>同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額</u> とする。 18～27 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～4 [略]	附 則 1～4 [略]

5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和33年岩手県条例第44号。以下「特例条例」という。）第3条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（特例条例第3条の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び37年条例第44号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに37年条例第44号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び37年条例第44号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～3 [略] 4 当分の間、 <u>44年</u> を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第16項の規定の例により計算して得られる額とする。 5 [略]	附 則 1～3 [略] 4 当分の間、 <u>42年</u> を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第16項の規定の例により計算して得られる額とする。 5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (経過措置) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第16項から第18項まで、附則第7条の規定による改正前	附 則 (経過措置) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第16項から第18項まで、附則第7条の規定による改正前

の職員等の退職手当の暫定措置に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年岩手県条例第44号。以下この条及び次条において「条例第44号」という。）附則第3項、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号。以下この条及び次条において「条例第49号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号。以下この条及び次条において「条例第61号」という。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項から第19項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第44号附則第3項、附則第8条の規定による改正後の条例第49号附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正後の条例第61号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

の職員等の退職手当の暫定措置に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年岩手県条例第44号。以下この条及び次条において「条例第44号」という。）附則第3項、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号。以下この条及び次条において「条例第49号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号。以下この条及び次条において「条例第61号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第16項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項から第18項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第44号附則第3項、条例第49号附則第5項から第8項まで並びに条例第61号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新条例」という。）附則第16項（新条例附則第18項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。）及び第17項の規定の適用については、新条例附則第16項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第7項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

4 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。